和解書

○○○○(以下,甲という)と○○○株式会社(以下,乙という)とは,甲乙間の金銭消費貸借取引について,次のとおり和解した。

- 1 甲は、乙に対し、借受金債務として金 000 円の支払義務のあることを認める。
- 2 甲は、乙に対し、前項の金員を、次のとおり分割して下記口座に送金して 支払う。
- (1) 平成〇年〇月〇日限り金000円
- (2) 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで毎月末日限り金000円
- (3) 支払口座 ○○銀行○○支店普通預金口座番号 000000 口座名義人 ○○○○
- 3 甲が前項の金員の支払いを2回以上怠り、その額が金000円に達したときは、当然に期限の利益を失う。
- 4 前項の場合,甲は、乙に対し、第1項の金員の残金のほか、期限の利益を 喪失した日の翌日から支払済みに至るまで残金に対する年〇パーセントの割 合による遅延損害金を支払う。
- 5 乙は第 2 項の支払全部を受けた後は、甲・甲の保証人・担保提供者に対し 何らの請求権もないことを確認する。
- 6 乙は、甲に対するその余の請求をすべて放棄し、第1項記載の金額の全額 を受領後、直ちに借用証書・その他関係書類を甲の代理人に送付するものと し、担保を徴しているときは、その解除手続を行う。
- 7 甲及び乙は、甲乙間には、上記各項に定めるもののほかは何らの債権債務 のないことを相互に確認する。
- 8 本件和解に要する費用は各自の負担とする。

上記の和解の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各署名押印のうえ、各1通を所持するものとする。